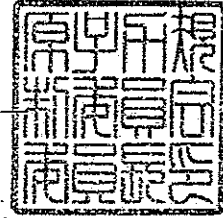


制定 平成24年9月19日原規総発第120919016号
改正 平成25年3月28日原規総発第130327009号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第60条第4項及び第5項の規定に関し、原子力施設検査官及び原子力保安検査官が有していなければならない知識及び実務経験並びに専門性（以下「資格要件」という）を次のように制定する。

平成24年9月19日

原子力規制委員会委員長 田中 俊



原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件

（原子力施設検査官及び原子力保安検査官）

原子力施設検査官及び原子力保安検査官は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が認める者であって、次のイ及びロに該当する者
 - イ 原子力施設その他の保安に関する行政事務（以下「保安行政事務」という。）に通算して2年以上又は原子力施設に係る設計、建設、保守、検査、品質保証若しくは運転に関する事務（以下「保安事務」という。）に3年以上従事した者
 - ロ 委員長が認める研修を受け、これを修了した者又は原子力施設検査官若しくは原子力保安検査官の業務を行うために必要な相当の専門性を有する者として委員長が認める者。
- 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると委員長が認める者であって、次のイ及びロに該当する者
 - イ 保安行政事務に通算して4年以上又は保安事務に5年以上従事した者
 - ロ 委員長が認める研修を受け、これを修了した者又は原子力施設検査官若しくは原子力保安検査官の業務を行うために必要な相当の専門性を有する者として委員長が認める者
- 三 保安行政事務に通算して6年以上又は保安事務に7年以上従事した者であって、次のいずれかに該当する者
 - イ 委員長が認める研修を受け、これを修了した者

ロ 原子力施設検査官又は原子力保安検査官の業務を行うために必要な相当の専門性を有する者として委員長が認める者

四 委員長が、前各号に掲げる者と同等以上の資格要件を有すると認める者（過去に原子力施設検査官又は原子力保安検査官の職にあった者等）

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成24年9月19日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令の施行前に、文部科学省又は原子力安全・保安院において、原子力施設検査官又は原子力保安検査官の資格要件としてそれぞれ認められていた研修を修了した者は、この訓令に基づく研修を受講したものとみなす。

第3条 本則一号イ、二号イ及び三号に規定される保安行政事務は、文部科学省（科学技術・学術政策局原子力安全課（原子力規制委員会発足後は同省同局放射線対策課）、研究開発局開発企画課核不拡散・保障措置室、水戸原子力事務所）、内閣府原子力安全委員会事務局又は経済産業省原子力安全・保安院（平成13年1月6日以前にこれらの業務を行っていた組織を含む。）における原子力施設に関する規制その他原子力の安全に関する事務、放射線による障害の防止に関する事務又は原子力の平和利用の確保のための規制に関する事務を含むこととする。

第4条 原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の資格要件に係る原子力規制委員会委員長が認める研修（平成24年9月19日原規総発第120919018号）附則第2条に定める電気工作物検査官（原子力）研修を受け、これを修了した者については、各号ロに定める者とみなす。ただし、安全規制管理官（BWR担当）付原子力施設検査官又は安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付原子力施設検査官としての資格要件に限る。